

平成24年度包括外部監査結果報告書 指摘事項の措置状況

教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について

ページ	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署（所管課）	措置状況・理由	対応区分
P 9 4	5 指導関係特別事業（外国人英語講師） （1）勤務条件に関する条例について 外国人英語講師の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、早期に条例で規定すべきである。	外国人英語講師の報酬等については、「語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間、その他の勤務条件に関する要領」に基づき支給されているが、その内容は「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」に規定する報酬（日額79,000円以内又はこれに対応する月額、年額420,000円以内）と整合しておらず、同条例に基づいて外国人英語講師の報酬が支給されていると言い難い。したがって、外国人英語講師に対する報酬等の支払は、自治法に基づいた支出が行われているとは言えない可能性が高いので、その報酬等の額及び支払方法を定める条例を早期に制定する必要がある。	指導課	令和元年10月8日に「倉敷市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が公布されたことに伴い、外国人英語講師の報酬等については、令和2年度から本条例に基づき支給することとしています。	措置済
P 1 7 8	11 少年自然の家 （1）契約 - 覚書について 「覚書」の存在意義や内容を見直すべきである。	昭和50年12月、倉敷市は、地元地区との間で「覚書」を締結し、これに基づいて、地元地区の住民との間で警備業務・清掃業務に関する委託契約（随意契約）を締結している。施設の運営及びこれらの支出が市民の税金で賄われている以上、その支出には経済性及び効率性が求められることは当然であるが、これまでにそうした検討がなされたといった形跡は見受けられない。少なくとも、民間業者の見積りを取った上で比較検討するなど、他の民間業者に委託した場合の効果について確認することは必要であると考えられる。そのため、地方自治法施行令に抵触する可能性もあることからすれば、改めて「覚書」の存在意義や委託料の相当性等につき見直すべき時期に来ているものと考えられる。	少年自然の家	本施設は、令和2年1月1日から令和4年3月31日まで、PFI事業による建て替えのため閉館します。 警備業務委託契約及び清掃業務委託契約は、令和元年12月31日までとなります。 閉館中は、警備業務委託契約及び清掃業務委託契約は行いません。 令和4年4月1日以降は、事業目的会社が、警備業務及び清掃業務を行います。	措置済

（公表日：令和元年12月26日 通知日：令和元年12月10日 倉市教教企 第 62 号）